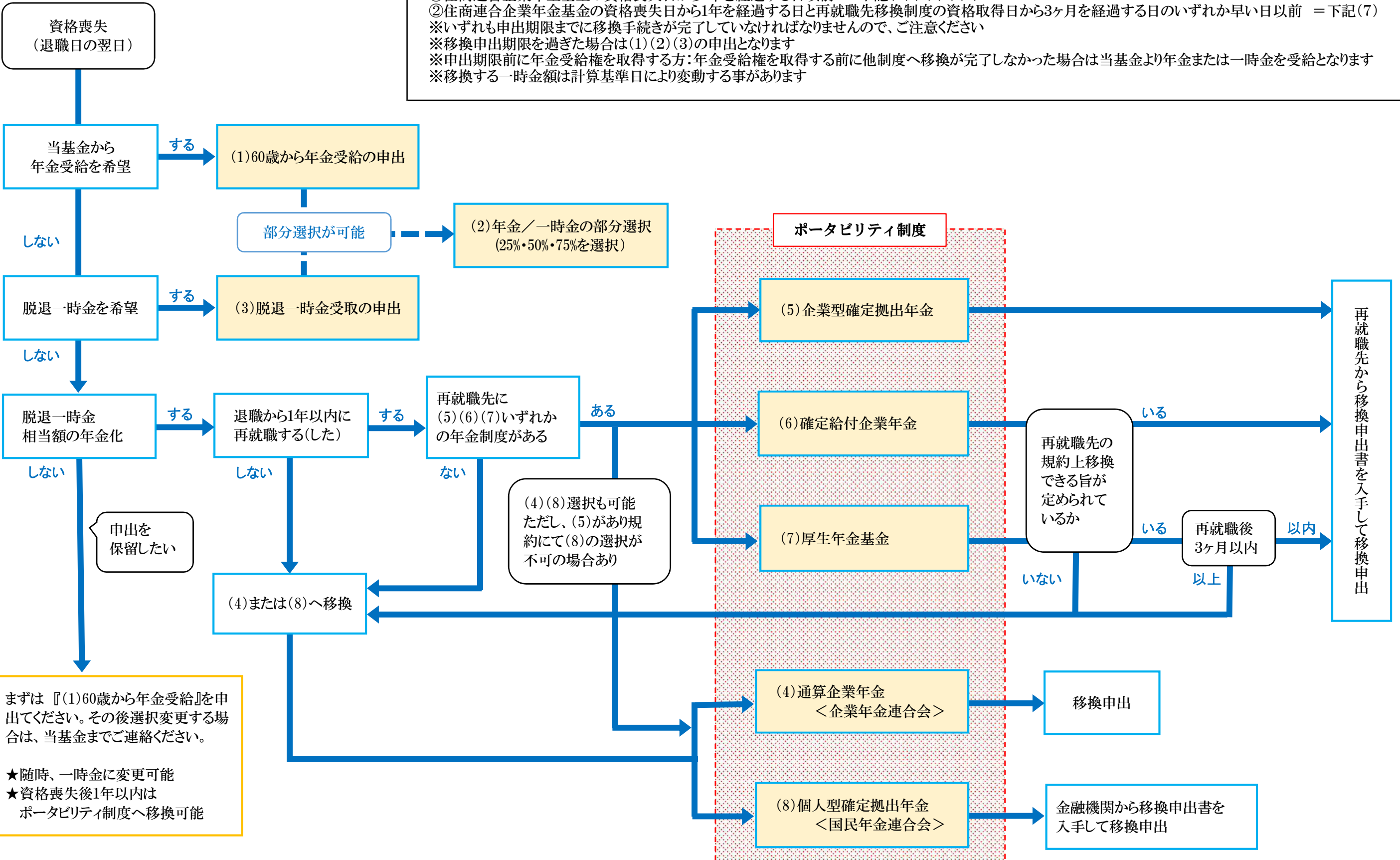


【加入者期間15年以上・60歳未満の退職者】 年金ポータビリティ制度 チャート

2018年5月改訂

START



《移換申出期限》
 ①住商連合企業年金基金の資格喪失日から1年を経過する日以前 = 下記(4)(5)(6)(8)
 ②住商連合企業年金基金の資格喪失日から1年を経過する日と再就職先移換制度の資格取得日から3ヶ月を経過する日のいずれか早い日以前 = 下記(7)
 ※いずれも申出期限までに移換手続きが完了していなければなりませんので、ご注意ください
 ※移換申出期限を過ぎた場合は(1)(2)(3)の申出となります
 ※申出期限前に年金受給権を取得する方:年金受給権を取得する前に他制度へ移換が完了しなかった場合は当基金より年金または一時金を受給となります
 ※移換する一時金額は計算基準日により変動する事があります

まずは『(1)60歳から年金受給』を申出てください。その後選択変更する場合は、当基金までご連絡ください。

★随時、一時金に変更可能
 ★資格喪失後1年以内はポータビリティ制度へ移換可能